

第 47 回 ふじみ衛生組合地元協議会 会議録

- 1 開催日時 平成 28 年 8 月 22 日(月)18 時 30 分から 19 時 30 分まで
- 2 開催場所 クリーンプラザふじみ 3 階研修ホール
- 3 委員出欠 出席 19 人(欠席者 10 人)
出席委員 小林義明(会長)、嶋田一夫(副会長)、石坂卓也、岩元義文、小松日出雄
鈴木和夫、武谷宏二、田畑洋、牧野隆男、矢田部正丈、山添登
山田知英美
井上稔(副会長)、荻原正樹、深沢典充、宮崎治、小垣外孝
大野憲一、柏原公毅
- 4 出席者 事務局 今村好一、岩崎誠、大堀和彦、中村和正
エコサービスふじみ株式会社 望月博文
パシフィックコンサルタンツ株式会社 吉留雅俊
- 5 傍聴者 1 人
- 6 次第
 - 1 開会
 - 2 協議事項
 - (1) 小金井市の可燃ごみ広域支援体制の協議について
 - (2) その他
 - 3 閉会

【配布資料】

- 【資料 1】 小金井市の可燃ごみ処理支援について (お願い)
 - 【資料 2】 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書
 - 【資料 3】 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱
 - 【資料 4】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書
 - 【資料 5】 浅川清流環境組合 新可燃ごみ処理施設整備事業
 - 【資料 6】 新ごみ処理施設整備実施計画
 - 【資料 7-1】 構内通路搬入車台数
 - 【資料 7-2】 構内通路における渋滞シミュレーション及び
構内通路搬入車台数シミュレーション
- (注) 【資料 7-2】 は、第 9 回地元協議会 (H22. 8. 27) 及び第 10 回地元協議会 (H22. 10. 8) の際に配布した資料と同じものです。

第 47 回 ふじみ衛生組合地元協議会 会議録

－18 時 30 分開会－

事務局 : それでは、定刻になりましたので、第 47 回ふじみ衛生組合地元協議会を開催いたします。

(資料確認)

議事進行は会長をお願いいたします。

会長 : 皆様、こんばんは。今日は天候の悪い中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

本日は、18 名の皆様にご出席をいただいておりますので、会議は有効に成立をいたします。

本日は、小金井市からの可燃ごみの広域支援の要望についてです。

早速、資料 1 について、b 副会長から説明をお願いします。

b 副会長 : こんばんは。本日は足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。

前回の 7 月の地元協議会でご報告させていただきましたように、7 月 21 日に広域支援に関する事務方のブロック会議がありまして、その席上、小金井市からブロック内で広域支援要請の話がありました。それを受け、この資料の 1 ページですが、去る 8 月 4 日、小金井市の西岡市長がふじみ衛生組合を訪問されました。そこで、正副管理者である三鷹市長、調布市長に対して要請文が手渡されたという経過でございます。

内容につきましては、ここにありますように、新たに日野市と国分寺市と 3 市で一部事務組合浅川清流環境組合を設立し、日野市に新ごみ処理施設を建設するため、準備作業を進めているところで、今後、平成 29 年度以降の広域支援についてブロック内で調整をお願いしたいので、ふじみ衛生組合に対し広域支援の要請をしたいということの申し出がありました。当然、こうした申し出に対しては真摯に受け止めて対応しなくてはいけないと思っていますし、管理者も議会の中でも地元協議会と協議をして誠意を持って対応したいという話をされておりましたので、本日はこの内容についてご説明させていただいて、次回開かれます 10 月 25 日の地元協議会で、ある一定の合意形成が図られればと思っているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

説明については次長からさせていただきます。

会長 : ありがとうございます。

資料 2 から 7 については、関連がありますので、一括して I 委員から説明をお願いいたします。

I 委員 : それでは説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料1、1ページをご覧いただきたいと思います。8月4日の日付がございます。小金井市、西岡市長から、ふじみ衛生組合の清原管理者にごみ処理支援について依頼があったものでございます。

この文書、下から3行目を、まずご覧いただきたいと思います。「要綱第16条に基づき、貴組合に可燃ごみ処理支援をお願いさせていただきたく」と書いてございます。この要綱第16条について、ご説明をさせていただきます。

資料の7ページをご覧いただきたいと思います。第16条、協力の必要な事態という条文がございます。この(2)では、「施設の定期点検整備または改修工事、更新、新設であらかじめ計画された事態をいう」ということで、このようなあらかじめ計画された事態がなければ、この第16条は適用されないということになります。

新設であらかじめ計画された事態とはどのようなことかを説明させていただきます。資料の15ページをご覧ください。資料5になります。浅川清流環境組合、新可燃ごみ処理施設整備事業でございます。先ほどb副会長から説明がありましたとおり、日野市、国分寺市、小金井市の3市で浅川清流環境組合という一部事務組合をつくりまして、日野市内に新しい焼却場をつくろうという計画ができたということでございます。計画の概要は、中ほどに書いてありますが、現在の日野市のクリーンセンター敷地内に新しく3市の可燃ごみ処理施設をつくるものでございます。

下にスケジュールが書いてありますが、現在、環境影響評価並びに事業者選定を行っております。平成28年度中には事業者が決まり、設計の作業に入ります。そして、平成29年度後半から施設の建設工事を行い、平成32年度から本格稼働というスケジュールでございます。

平成29年度から31年度までの3年間、広域支援を受けることになろうかと思えます。可燃ごみ処理施設の整備計画があるということで、今回は第16条に基づいて要請があったものでございます。

今まではどうしていたかということですが、今まではこういった計画がございませんでしたので、別の条文で支援をしておりました。それが資料の8ページをご覧ください。第22条、疑義が生じた場合ということで、この第22条の2をご覧ください。第16条に規定のない事態が発生した場合の支援にあつては、東京都市町村清掃協議会並びに三多摩清掃施設協議会を開き、支援の必要性を認定したのち、支援可能な市町村長等の同意をもって、暫定的な支援を行うことができる」ということでございます。まさしく小金井市は今まで計画がなかったわけですから、第16条の条文が適用できないために、この第22条の条文を適用しているということになります。

第 22 条の 3 にも書いてありますけれども、「前項の暫定的な支援とは、相互扶助の観点から「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書」の枠組みを越え、緊急避難的に可能な限り支援を行うことをいう」ということで、今までは、この緊急避難的に小金井市をほかの自治体が助けていたということでございます。

今回、施設の建設計画ができましたので、本来の第 16 条に則って支援を要請してきたものでございます。

第 16 条の支援を受ける場合、どこの市町村が支援を行うのかということが、第 19 条でございます。同じ 8 ページ、第 19 条をご覧くださいと思います。支援の要請でございます。この 2 番目ですが、「ブロック代表は、前項の要請に基づき、同一ブロック内の市町村等と円滑で合理的な支援を考慮し、調整を行うものとする」。「同一ブロック内の」というところがポイントでございます。

どのようなブロックが多摩地域にあるのか、それが資料の 16 ページになります。多摩地域ごみ処理広域支援ブロックでございます。多摩地域が第 1 ブロック、第 2 ブロック、第 3 ブロック、3 つのブロックに分かれておまして、ふじみ衛生組合は第 2 ブロックに所属しております。第 2 ブロックに所属しているのは、ふじみ衛生組合のほか武蔵野市、府中市、小金井市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、清瀬市、東久留米市、稲城市、西東京市、柳泉園組合、多摩川衛生組合という市と一部事務組合でございます。

先ほどの条文に戻りますが、ブロック内で調整をするということで、今回は小金井市が第 2 ブロックに所属しておりますので、同じ第 2 ブロックのふじみ衛生組合に要請があったということになります。当然のことながら、第 2 ブロックはふじみ衛生組合だけではございません。このほかにも焼却施設がございます。具体的に申し上げますと、焼却施設を持っているのは武蔵野市、東村山市、国分寺市、ふじみ衛生組合、柳泉園組合、多摩川衛生組合の 6 施設でございます。今回はこの 6 施設に対して小金井市は要請をするということになり、そのうちの一つ、ふじみ衛生組合に、今回、要請があったものでございます。

続きまして、要請を受けた場合の対応でございますが、資料の 3 ページをご覧ください。多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書でございます。3 ページの第 4 条、協力の方法でございます。「市町村等は支援の依頼があった場合に、特別の事情がない限り、積極的にその要請に応えなければならない」ということで、今回も特別の事情がない限りは、要請に応えなければいけないと考えているところでございます。

続きまして、本日、地元協議会の皆さんとなぜ協議を行うのかというところのご説明でございますが、これは地元協議会の協定書でございます。資料の 10 ページでございます。ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書というものでございまして、その第 7 条のごみ処理広域支援です。乙はふじみ衛生組合に

なりますけれども、ふじみ衛生組合は、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく支援及びその他の地域からの広域支援要請によりごみを受け入れるときは、事前に甲」、すなわちこの周辺の自治会ですけれども、皆様と「協議をするものとする」ということが書いてございます。この条文に基づきまして、今回、協議をさせていただくものでございます。

また、協議の結果ですけれども、12 ページ、第 24 条をご覧いただきたいと思えます。協議というところでございまして、『本協定に基づく甲と乙の協議、報告及び確認は、「ふじみ衛生組合地元協議会設置要綱」に定めた地元協議会で行い』、すなわち、この協議会で行い、「甲と乙は、地元協議会の合意事項を尊重するものとする」と書いてございます。ということで、地元協議会の皆様との合意事項については、その結果を尊重するというところでございます。

それでは、過去、小金井市はどのような支援を受けていたかということでございます。資料の 17・18 ページでございまして。平成 19 年度から、平成 28 年度まで、10 年間にわたり小金井市への広域支援の状況が書いてございます。先ほど申し上げましたとおり、第 22 条の暫定的な支援ですので、第 2 ブロックを飛び越えているいろいろな自治体が小金井市のごみを受け入れております。例えば、平成 19 年度は、第 2 ブロックの武蔵野市、第 1 ブロックの昭島市、第 1 ブロックの日野市、第 2 ブロックの東村山市、第 2 ブロックの国分寺市、第 2 ブロックの柳泉園組合、第 3 ブロックの西多摩衛生組合、第 1 ブロックの小平・村山・大和衛生組合、8 団体で受け入れております。

実は三鷹市も受け入れた時期がありまして、平成 21 年度の 2 番目に書いてございます。それから、平成 23 年度、これも 2 番目に書いてございます。それから、平成 24 年度、1 番目に書いてあります。過去 3 年間、三鷹市も小金井市のごみを受け入れていたということでございます。

小金井市以外の二枚橋衛生組合の自治体はどのようにしていたかといいますと、府中市は多摩川衛生組合に入りました。また、調布市は、平成 19 年度から平成 24 年度まで、三鷹市や多摩ニュータウン環境組合に広域支援をお願いしていたわけですが、調布市の場合には三鷹市と一緒にやるという計画がありましたので、当初から第 16 条の条文に基づいて広域支援をお願いしていたということでございます。そこで、小金井市は、新聞にもいろいろ書かれましたが、調布市は本来の第 16 条の条項に基づいて広域支援をお願いしていたので、特にニュースにもならなかったということでございます。

続きまして、処理能力等についてご説明いたします。19 ページをご覧いただきたいと思えます。焼却対象ごみ量及び搬入車両の実績です。ふじみ衛生組合が新ごみ処理施設、クリーンプラザふじみを建設するに当たっては、年間 7 万 7,300 トンのごみを焼却するというので、1 日 288 トンの処理能力を設定いたしました。

実際に平成 25 年度からの 3 年間ですが、平成 25 年度が 6 万 8,709 トン、26 年度が 6 万 9,881 トン、27 年度が 6 万 9,260 トンで、7 万 7,300 トンに比べますと 7,000 トン以上の余裕がある状況でございます。

小金井市のごみが最大どのぐらいなのか、また 1 つ戻っていただいて、18 ページの平成 28 年度の状況をご覧いただきたいのですが、昭島市、第 1 ブロック 2,000 トン、国分寺市、第 2 ブロック 3,600 トン、西多摩衛生組合、第 3 ブロック 2,000 トン、多摩川衛生組合、第 2 ブロック 6,000 トンで、合計 1 万 3,600 トンが平成 28 年度の実績でございます。

第 16 条に基づいて、今回要請があったわけですから、昭島市の第 1 ブロックの 2,000 トン、それから、西多摩衛生組合の第 3 ブロックの 2,000 トン、合計、この 4,000 トンが条文に基づいて、今度は第 2 ブロックで広域支援をするということになります。昭島市の 2,000 トンと西多摩衛生組合の 2,000 トン、合計 4,000 トンを国分寺市と多摩川衛生組合を除いた団体で広域支援をしていくということになります。私どもの施設は 7,000 トン以上の余裕がありますので、仮に全量依頼があったといたしましても、処理能力的には全く問題はないとお分かりいただけたと思っております。

続きまして、ピーク時における可燃ごみ関係車両時間別搬入台数でございます。交通渋滞も非常に心配ですので、その辺も調べました。1 年で一番多いのがお正月明けのごみでございます。年末、三が日は収集しておりませんので、1 週間分のごみをまとめて収集するというところで、平成 28 年度を調べましたが、1 月 4 日、月曜日、それから 1 月 5 日、火曜日が一番多かったということです。1 月 4 日が 319 台、それから 1 月 5 日が 328 台でございまして、時間帯では、9 時台がそれぞれ 56 台で一番多い台数となっております。

実は、このクリーンプラザふじみを建設するに当たって、交通渋滞が発生しないかどうか、いろいろ検討を行いまして、地元協議会に資料をお出ししました。その資料が 23 ページ及び 24 ページの第 9 回、第 10 回の地元協議会の資料でございます。

まず、図から見ていただきますと、各ピーク時に何台、それぞれの地点で搬入車両が通るかということですが、A 地点で 1 時間 136 台、1 分間に直しますと 2.3 台、それから、B 地点で 1 時間 95 台、1 分間 1.6 台、C 地点で 1 時間 61 台、1 分 1 台という予測を当時はしておりました。

先ほど、ピーク時で 56 台でしたから、ほぼ予測どおりの搬入車両台数となっております。

最大時における渋滞の可能性ですが、それぞれのケースによりませんが、車間距離が 16m 以上ありますので、A・B・C 各地点とも渋滞になることはありません。

また、計量器の能力ですが、2 台計量器があり、1 時間に 180 台計量することが

できます。最大 61 台ですので、計量器の能力も全く問題がありません。

ダンピングボックスも 1 時間 120 台分のごみをダンプすることができますので、同様に問題はありませんというご説明を、当時、させていただいております。また戻りますけれども、19 ページ、ピーク時が 9 時から 9 時 59 分で 56 台ということで、61 台以下でございますので、全く問題はないということです。

小金井市のごみが入ってきたらどうなるのか。先ほど申し上げたとおり、最大 4,000 トンでございますので、これを搬入日数で割ります。搬入は月木地区、火金地区で、三鷹、調布と同じで週 4 日でございます。1 年間 50 週としますと、搬入日数は 200 日になります。ですので、4,000 トンを 200 日で割りますと、1 日 20 トンの搬入量になります。

小金井市にお聞きしたところ、小金井市の車両は 3 トン車ですので、3 トンぎりぎりに積むのはなかなか難しいので、2.5 トン積んだとしますと、20 トン割る 2.5 トンで 8 台。2 トンしか積まなかった場合、20 トン割る 2 トンで 10 台、1 日 8 台から 10 台程度の搬入車両となります。1 時間に直せば 1 ～ 2 台ということになりますので、このピークの 56 台に 1 ～ 2 台増えたとしても、交通渋滞等は発生しないと計算上、想定しているところでございます。

続きまして、ごみ質でございます。20 ページをご覧くださいと思います。こちらに平成 24・25・26 年度の三鷹市、調布市、小金井市のごみ質が載っております。各年度とも多少ばらつきはありますが、ほとんど三鷹市、調布市、小金井市のごみ質は変わりません。小金井市のリサイクルカレンダーで確認しましたところ、三鷹市、調布市との違いは、ゴム製品、革製品を不燃ごみで集めております。それ以外は三鷹市、調布市と同じでございます。実は三鷹市、調布市も平成 24 年度まではゴム製品、革製品を不燃ごみで集めていました。平成 25 年度、クリーンプラザふじみのできたので、ゴム製品、革製品を可燃ごみに変えたという経過がございます。従いまして、以前の三鷹市、調布市の収集方法と全く同じですので、ごみ質的にも問題ないと考えております。

また、広域支援協定に基づくごみは、原則、家庭系ごみのみになっています。事業系ごみは広域支援の対象ではないと伺っていますので、そういった点からも、特別異なる性状のごみは入ってこないと考えているところでございます。

会長 : ただいま一通りの説明をしていただきました。質問はございますか。D 委員。

D 委員 : 大変ご懇切なご説明ありがとうございます。失礼な質問になるかもしれませんが、ちょっと質問したいのですが、1 ページの内容で、下から 2 行目の「第 16 条に基づき、貴組合に可燃ごみ処理」ですが、可燃ごみだけでよろしいのでしょうか。その確認です。

それから、もう一つは、3 ページの協定書がございます。第 2 条の第 1 項は、市町村等のごみ処理施設等が予測できないというのは、これは小金井市のことかと思

います。そこは第4条の協力の方法、市町村等は支援の依頼があった場合は、特別の事情がない限りというのは、これは多摩地区の市町村になるのではないかと。市町村と書いてあるもので、ここら辺が紛らわしいと思ったところでございます。

I 委員 : まず1点目です。今回、広域支援を要請してきたごみですが、可燃ごみのみでございます。可燃ごみの広域支援をお願いしたいということでございます。

それから、2点目、協定書の第2条の第1項、予測できない緊急事態ですがけれども、これは、実施要綱の7ページをご覧いただきたいと思います。第16条でございます。(1)のところですね。緊急事態について定義されています。「不慮の事故等による突発的な施設停止、または処理能力が著しく低下した場合をいう」ということでございますので、焼却場が急に故障して止まってしまったという緊急事態の定義づけをしております。

それから、市町村というのは全市町村かというご質問をいただいたと思いますが、協定書の第4条の第3項、3というところですがけれども、「同一ブロック市町村等において、受託可能な市町村等がない場合は、ブロック協議会長を通して他のブロックに支援の依頼を行うことができる」と書いてありますので、原則は同一ブロック内で、まず支援をしましょうというのが、この協定書にも書いてありますし、要綱には先ほど申し上げました第19条に、同一ブロック内という同じ文言がございますので、原則は同一ブロック内ということでございます。

会長 : よろしいでしょうか。

D 委員 : はい。

会長 : ほかにございますか。N 委員。

N 委員 : すみません、ちょっと数字がいっぱい出てきましたが、先ほど言われた第2ブロックで4,000トンを広域支援するということですね。ということは、4,000トン、6施設あるのですから、1つの施設で700トン前後ぐらいを引き受けるということになるわけですね。全部ふじみで受けるわけじゃないですね。

会長 : I 委員。

I 委員 : 第2ブロック内には武蔵野市、東村山市、国分寺市、ふじみ衛生組合、柳泉園組合、多摩川衛生組合、この6施設があると申し上げました。平成28年度の実績を見ていただきますと、国分寺市と多摩川衛生組合は既に第2ブロックで受けていますから、1万3,600トンから9,600トンを除いた残り4,000トンを、残りの4施設で引き受けることになります。

ただ、特別な事情がない限り引き受ける、逆に特別な事情がある場合には、引き受けないという選択肢もあると私どもは思っております。例えば焼却施設がもう何十年も経っていて、とても他の地域のごみまでは無理ですとか、市民のごみだけで能力的にいっぱい、これ以上もう受けられませんとか、何か特殊な、特別な事情があれば、お断りすることはできるので、単純に残りの4団体で4,000トンを

1,000 トンずつ分けるというようなことは、まだ何も決まっています。あくまでも今は、小金井市からふじみ衛生組合に受けてくれませんかという要請があったという段階でございます。

会長 : N委員、どうぞ。

N委員 : 今おっしゃった、決まっていないということですが、広域支援する場合はみんな痛み分けじゃないですけど、みんなでやりましょうと、もう許容範囲がいっぱい、うちは無理だというところはしょうがないと思いますが。なぜかと言いますと、量が多くなれば、どういごみが入って、可燃ごみといいますが、今のふじみ衛生組合の場合でも水銀出ますよね。増えれば増えるだけ、そういう可能性というのは多くなるわけですから、そこを言っているのです。

あまりお行儀がよくないといううわさを聞いていますので、とにかくやっぱり心配なのは、そういう可燃ごみに混ぜてはいけないものが入る確率が高くなるわけですから、そのところを、ふじみ衛生組合が全部受けるのではなくて、ほかも皆さんで分けっこしましょうと、それは何となく納得いくのですけれども、残りは全部ふじみで受けましょうというのは、ちょっと何か違うような気がするのですが、その辺はいかがでしょう。

会長 : I委員。

I委員 : 今現在、小金井市が各自治体をお願いをしている段階です。ほかの自治体の状況は現時点では分かりません。そういうことですので、最大で4,000 トンで、ほかの自治体を受けてくれれば、当然その分は減ります。数量については、まだ具体的な数字は出ていませんので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

会長 : N委員、よろしいですか。

N委員 : また後で。

会長 : B委員。

B委員 : 今のI委員の説明ですけれども、やはりもう少し1日幾つ、何トン引き受けるのとか、そういうのは、一体いつ決まるのか。そういうのがあって、初めて地域住民の説明ができると思います。確かに4,000 トンで処理能力があると言っても、それで地域住民の感情は、ああそうですかという問題ではまずないだろうと。だから、依頼があったということはよく分かりましたけれども、その依頼の細部の、今度は第2ブロックで引き受けるということになりますので、第2ブロック間の細かい打ち合わせですね、そういうものも、いつ頃になるのかというお話をさせていただかないと、いろいろな疑問があると。今、N委員がおっしゃったような水銀の問題でも、ごみを一緒に出すから区別つかないわけですから。そういうことも地域住民には説明していかないといけないので、もう少し具体的な方向を示していただきたい。

それから、もう一つ、やはり重要なのは、なぜふじみ衛生組合が平成25年度から稼働しながら3年間も受けなかったのかという、そこにはやはりここに、私も

13年間携わってきましたけれども、今日までに至る事情があったのかと思います。

その間の事情は、今のb副会長さんが、一番そうやって苦勞されてきたので、嫌というほど思い知らされるとと思います。我々がこういう議論をしなければいけない大きな原因は小金井市にあったわけですから、それで振り回されて今日来てしまったと。だから、若干遠慮もあったのではないかと。私は、小金井市が自分の焼却施設を3市で持つということに至ったというのは大変喜ばしいと思いますけれども、その3年間の支援ごみを引き受けるに当たっては、もっと我々の感情というのはそんな簡単なものではなくて、やはりいろいろなことの質問が出ると、それを説明していかなければいけないわけですから、ぜひもう少し具体的な資料を、アバウトじゃなくて、やっぱり示していただきたいと思います。

それから、ついでに述べさせてもらいますと、私たちの協定書の第16条は、協定をつくるに当たって、最もふじみ衛生組合と住民側とで大きく議論のあった場所なのです。そういうことを知る人たちも段々少なくなっていますけれども、組合のほうではI委員さんぐらいしかいないかなと思いつながり聞いています。ほかの方は一新されて分からなくなっている。協定書をつくるに当たって最も議論のあったところである。

これは一つの背景として、せつかくこういう場があったので、やはりお話ししておきたいというのは、副会長としてそこにいらっしゃいますけれども、ここをなぜこういう住民との合意の上で、他市との、その他のごみを受け入れようとしたかという大きな意義が、当時は2011年に大震災というのがあり、それで、東京都が女川原発の近くにある震災ごみを、やはり引き受けるという方向で進んでいた。そういうものもふじみ衛生組合には持ち込まれる可能性があったわけですね。そこで、国の8,000ベクレルという基準では、我々は安心できないということで、一生懸命これは議論されました。それで、当時、東北の震災ごみをいち早く受け入れたのが山形県でした。そこが4,000ベクレルという独自の基準を持って受け入れたわけです。東京都は8,000ベクレルだったけれども、ふじみ衛生組合は4,000ベクレルという基準を新たに設けて受け入れようじゃないかという話もあったわけです。

やはりそれは震災ごみという特別な事情もございましたけれども、やはり我々の地域は処理施設反対ということもやってきました。その多くの原因が小金井市にあった。そういう感情があつて、小金井市も3年間遠慮されたのかもわかりませんが、私から言わせれば。

だから、やはり住民の気持ちとしては、自分たちの環境は自分たちも守れるようにしようじゃないかと、そういう熱い気持ちがあったのです。だから、簡単に話もしないうちに仕方がないかということはある得ないわけです。

若干前に、前回の会議でそういう声がありましたけれども、私としてはそういうのは納得できない。しっかり議論した上で、受け入れるか、受け入れないかを説明

していただきたい。まずは地元の委員さんたちにちゃんとした説明をしてほしいと思います。大体1日どのぐらい、何トン受け入れることになるのか、そういう細かい、少し出てこない、アバウトでいいじゃないかということにはならないという気持ちであります。

もちろん私は広域支援の精神というのは絶対必要だと思います。調布市も何年かにわたって三鷹市のお世話にもなりましたし、十分その必要性は分かっております。一般論としてはですね。ただし、それを実際に受け入れると、受け入れる地域の住民にとって、簡単にはいかないよということを、やっぱり少し分かっていただきたいというのを、新しい委員の皆様にもぜひその辺の協定書の精神を分かっていたいて、自分たちの環境は自分たちで責任を持つということを心の片隅において議論していただきたいと。それは私の正直な気持ちです。

b 副会長

: 詳細の件ですけど、一番厳しくなるであろう最大4,000トンというのを今、申し上げました。実際には、先ほども言いましたように、6施設あって、2施設はもう受け入れることが決まっていますから、あと4施設が、残る4,000トンをどう割り振るかの問題でございまして、それはさっきI委員も申し上げましたように、それらの施設の事情が、我々としては分からないので、とりあえず小金井市としては残る4施設にお願いをしているという中で、仮に一番厳しくなった、うちしかないといったときにどうなるかということのシミュレーションをさっき申し上げましたので、それが一番きつい事態であって、それからどのように、もう少し、量も減りますから車も減るとい状況になるだろうということで、そういう詳細を説明させていただきました。今の段階でこれ以上の詳細なものがないというのが現実です。

それから、小金井市がなぜこの3年間来なかったかですが、実際、この小金井市、さっき、調布もそうでしたけど、平成19年度から広域支援のお話をしてきました。結局、小金井市の場合、新たな計画が頓挫をしました。二枚橋でつukれないというところから頓挫をして、新施設の展望がなくなってしまったところから、広域支援の枠組みにはまらなくなりました。先ほど要綱第22条をI委員が説明しましたが、この要綱第22条というのは、当初この要綱がつけられた平成6年にはなかった条項です。平成20年度に市長会として小金井市のごみ処理が困ってしまっていると、何とか人道的支援をしなくてはいけないということで、市長会で問題視されまして、市町村清掃協議会、これは各市町村の清掃担当部課長の組織ですが、何とか要綱を改正して広域支援できるような体制、緊急避難的にできることを考えなさいということから出てきたのが第22条でございまして、そこから第22条でやはり人道的支援と言いましょうか、緊急避難的に支援をしてきてからずっと続いてきました。平成27年に入って初めて一部事務組合もできて、新たに新施設の計画の概要がおぼろげながら見えてきたところから、この平成29年度以降の処理に対して広域支援のお願いに来たということございまして、ですから、当然、遠慮もあった

と思いますけれども、支援できない、いわゆる通常の広域支援の枠組みで支援の要請はできないという事情も、当然、小金井市にあったものと思っ

会長 : その4,000トンの分け方と言いますか。どこの施設が受け入れるという、早い段階で、わかった段階で教えていただければと思います。よろしくお願いします。

b 副会長 : 今、小金井市に聞いて、7月21日にブロックの会議が開かれて、そういう状況にあるということは、ブロックの各市、それから施設を管理する一部事務組合が分かったわけですね。それ以降、8月に入って私どもに来られたように、それぞれ個別に当たっていますので、その結果をバックしてもらわなければいけないのですが、9月に議会を控えていますので、どうしても10月ぐらいにならないと分かってこないのかと。それはまた問い合わせしてみますけれども、分かり次第お知らせをしたいと思います。

会長 : N委員、まだ何かございますか。

N委員 : 平成29、28年度で今、事業者選定と、あと施設設計が始まったということですが、稼働まで3年間でできるものでしょうか。現実的に。

会長 : I委員。

I委員 : ふじみ衛生組合におきましても、事業者が決定して建設、稼働まで3年半でできましたので、スケジュール的には無理がない、一般的なスケジュールだと認識しております。

会長 : よろしいですか。どうぞ。

N委員 : あともう一つ。あとは、当然のことながらトン数が決まってからだと思いますけれども、焼却の費用はいただけるのですね。それと、焼却したら灰が出ますね、その排出の費用もお払いいただけるのでしょうか。

I委員 : 要綱の8ページをご覧いただきたいと思います。第20条、契約の締結ですが、ごみ処理委託業務の契約をする場合は、当事者間において速やかに書面をもって行うということで、この中に当然、量ですとか金額、そういったものが入ってきますので、処理費用についてはいただけます。

それから、灰ですが、灰の処理は東京たま広域資源循環組合という一部事務組合でエコセメント化施設をつくりまして、そこで、今、全量行っております。エコセメント化施設を運営しています東京たま広域資源循環組合ですけれども、東京の25市と1町、26の自治体でつくった一部事務組合ですので、基本的には負担金という形で各市が払っています。

今現在も、ふじみ衛生組合が払うのではなくて、ふじみ衛生組合からの報告に基づいて三鷹市、調布市が灰の処理費用を払っています。もし、小金井市のごみを受け入れた場合には、当然持ち込み量によって三鷹、調布、小金井の灰の量がそれぞれ分かりますから、その灰の量を報告いたします。そうすると、その報告に基づきまして負担金としてそれぞれ三鷹市、調布市、小金井市に請求されるということに

なりますので、小金井市の灰の処理費は小金井市が負担金として払うことになりま
す。

会長 : よろしいでしょうか。D委員。

D委員 : それに関連しまして、4ページの第5条に、処理委託業務に係る費用は、当事者
協議の上決定するものとするを書いてありまして、第7条で、これは既に決定され
た協定書だと思えますけど、大体、有効期間は1年間で、異議の申し出がないとき
は、これを延長すると書いてあるのですが、その係る費用について、更新の時期に
新しい取り決め、物価上昇だとか、人件費の高騰だとかいろいろあると思えますが、
話し合いを毎年やるのでしょうか。

会長 : 答弁願います。どうぞ。

I委員 : 既に広域支援等で受け入れている自治体については、この要綱、協定等に基づき
まして、当事者間で協議の上、単価については決定しております。ただ、私どもふ
じみ衛生組合といたしましては、まだ受け入れる、受け入れないが決まっていませ
んから、単価等については白紙の状態でございます。

会長 : よろしいですか。

D委員 : 白紙の状態といいますと、具体的にその裏づける費用のもととして、費用をどの
ような協定で結ぶかという内容は、もう原則的にできているのでしょうか。

会長 : どうぞ。

I委員 : 先ほど、疑義がない限り延長する、これは梓組み全体の話でございまして、経費
については相対で、処理コストですとか処理原価、そういったものを勘案して、小
金井市と交渉することになると思えます。単価については異議がないから自動更新
していくということではなくて、毎年、契約をするという形になろうかと思えます。

会長 : よろしいでしょうか。

D委員 : はい。

会長 : 私、考えたのは、幾らという問題、持ち込みごみでキロ 35 円というのがありま
すね。それは下回らないという考えを持ちましたが、b副会長、いかがでしょう。

b副会長 : 少なくとも持ち込みが、会長おっしゃったように 10 キロ 350 円、キロに直せば
35 円いただいていますから、当然それは下回らない金額になろうかと思えます。

会長 : ありがとうございます。ほかにございますか。E委員。

E委員 : 資料の1枚目の、焼却炉を停止した背景が分からないので、ちょっと説明してい
ただきたいのですけれども。

それと、一般的に何かそれから平成 27 年度になってようやく 3 市合同でつくる
という話が出てきたのですが、大体そんなに遅いものなのか。素人考えで、もっ
と早くてもいいのではないかというような、素朴な市民としての感想ですけど。そ
の辺、ちょっと的を射た質問じゃないので恐縮ですけど。

会長 : 分かりました。b副会長。

b 副会長

： これは、当然そうだと思います。平成 19 年に二枚橋焼却場の焼却炉を停止しているのですが、平成の初めごろから二枚橋の老朽化が進んでいて、炉の建て替えとかそういう問題がずっと話題になってきました。

実は、平成の初めごろから二枚橋衛生組合は広域支援を枠組みがないころからずっとお願いしてまして、平成に入ってから広域支援をしていないのが 5, 6 年しかないというような、そういう老朽化した時代がございまして、何とか二枚橋で建て替えをしたいと。ただ、二枚橋の建て替えで、地形はご存じだと分かるのですが、二枚橋のすぐ北側は、いわゆる国分寺崖線が走ってまして、崖地になっています。もうそこは小金井市の東町がありますが、そこが宅地開発されて住宅がかなり建ってきました。

二枚橋衛生組合、そのころの煙突は 59m が 2 本立っていました。ただ、北側の方たちからすると、崖線があるので 59m ないのです。もっと低く感じてしまうところがあって、建て替えに当たっては 100m 煙突にしたいということで、100m 煙突で検討したのですが、ご承知のとおり調布飛行場の飛行経路にちょうど当たっているんですね。そうすると、航空法上はないのですが、調布飛行場の障害になるからということで、東京都から 100m はやめてくれないかと。でも 100m なくては地元はつくれませんという話であって、そのあたり、野川公園の移転計画というのが出ます。これは東京都が主導して出してきたのですが、ただ、野川公園の移転計画に関しては、周辺の方が公園を潰すのかという話になって、それもなくなってしまいます。

そうすると、3 市で、二枚橋衛生組合で建て替えるのが非常に困難になったところで、3 市がそれぞれ独自の道を歩み始めることとなります。

そのときに、平成 10 年か 11 年頃ですが、府中市はほかの一部事務組合に加入しております。多摩川衛生組合でございます。甲州街道から南側については既に多摩川衛生組合に入れていた時代でした。それを全量、多摩川衛生組合に入るかどうか検討の上、多摩川衛生組合に入りました。

調布市は、いろいろ検討した結果、三鷹市とここで不燃ごみをやっていたから、調布市は三鷹市と一緒に可燃ごみ処理施設の処理をする、そういう方向で検討しますと。小金井市は、他の自治体と一緒にごみ処理しますと。どこか相手も決まっていなかったのですが、平成 11 年頃に方針を決めました。

二枚橋衛生組合から調布も府中も抜けるということになりましたので、あそこの土地が空くわけですね。小金井市は実はそこに建て替えたいという意思を持って、その後、進めていくわけですけど、B 委員がよくご存じですが、当然、調布市としても市議会でも、それはおかしいだろうと。皆さん、あそこに迷惑をかけたということで 3 市、ほかの道を歩むことにしたのに、なぜ小金井市があそこを使うのかという話になって、調布市としては、議会の議決もありますし、調布市長のコメント

もありますけど、ふじみ衛生組合でこの場所に建てると決まった時点で、同じ市の中に2か所も焼却場は要らないという決議をした関係もあって、小金井市は、最終的に二枚橋衛生組合で建て替えるのを諦めました。

そこから、実は、どことどうやるという、新たな展望がなくなってしまったというところから、今日の事態に至っていると。平成19年に炉を止めたというのは、二枚橋衛生組合の構成市は府中、調布、小金井市の3市で、二枚橋衛生組合の炉も相当に老朽化していて、これ以上危ないというところで平成19年という最終を決めたのですね。止める時期を決めて、それまでにそれぞれ3市は新たな意思決定をしようということもあって、平成19年3月末をもって焼却炉を停止しようというところから、新たな一步を踏み出したという現状です。

その後は、小金井市はいろいろ新聞、テレビでも報道されましたけど、かなり茨の道歩いて来られたのかなというところで、ようやく昨年、その前あたりから、新たな展望が開けたので、この広域支援に至ったということだと思います。

E委員 : ありがとうございます。

会長 : よろしいでしょうか。ほかにございますか。D委員。

D委員 : 2点だけ、ちょっと教えていただきたいのですが、6ページのブロック協議会というのがございまして、16ページの第2ブロックの三鷹、それから調布市、これ、どなたがメンバーになっているのでしょうか、それが1点と、もう一つは、I委員に、調布、三鷹とも、人口がかなり増えてきていると思いますが、実際に、先ほど余裕があると言われましたが、将来的に受け入れて、ごみ焼却量は大丈夫なのかなという、そういう懸念が一つございます。

会長 : I委員、どうぞ。

I委員 : まず、ブロック協議会に誰が出ているかということですが、基本的には清掃担当の部長が、このブロック協議会には参加しており、必要に応じて、理事者に報告等をするということで、部長が単独で決めるわけではないということでございます。

それから、ごみ量のお話ですけれども、この3年間、ほとんど横ばいでございます。D委員おっしゃるとおり、人口は三鷹も調布も増えておりますけれども、市民の皆様のごみの減量意識の高まり、リサイクルへの協力の高まり等ございまして、おかげさまで焼却量は増えていないというのが現状でございます。

今回、平成29年から31年でございますので、3年間、今以上に極端にごみが増えるということは想定しておりません。このまま、両市のごみは横ばいでいけるものと思っていますので、先ほど申し上げたとおり、施設的には能力はあるということでございます。

会長 : ほかにございますか。

ないようですので、具体的な意見交換は次回の地元協議会で行いたいと思います。よろしく申し上げます。

次回の日程は、10月25日火曜日と前回決定をしておりますので、時間は午後6時半、この場所ということになっております。よろしくお願いいたします。

本日はこれで閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

以上にて閉会とさせていただきます。本日は大変お疲れさまでございました。

— 19時30分散会 —